

令和4年 第3回

君津市教育委員会会議 会議録

日時：令和4年3月28日（月）午後3時00分

場所：5階大会議室

令和4年第3回君津市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和4年3月28日（月）午後3時00分開会 午後4時45分閉会

2 場 所 災害対策室

3 出席者 教育長 粕谷哲也

委 員 伊澤貞夫、小倉洋一、佐藤 薫

4 出席職員 教育部長 安部吉司、教育部次長(事)教育総務課長 高澤 光、
教育部副参事(事)学校教育課長 縄谷和利、教育部副参事(事)体育振興課長 諏方壽一郎、
学校再編推進課長 鈴木洋和、生涯学習文化課長 塚越直美、
中央図書館長 田渕陽子、学校給食共同調理場長 高野智行、
(事務局)教育総務課副課長 勝畑尚子

5 傍聴人 なし

6 会議日程 日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 教育長報告について

日程第3 議案第 1 号 学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について

議案第 2 号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定
について

議案第 3 号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

議案第 4 号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市教育委員会行政文書
管理規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 5 号 君津市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定
について

議案第 6 号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定につい
て

議案第 7 号 君津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

議案第 8 号 君津市立小学校及び中学校の学校体育施設開放に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

議案第 9 号 君津市図書館規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 10 号 君津市図書館利用停止取り扱い要綱の一部を改正する告示の制
定について

議案第 11 号 教育大綱及び教育振興基本計画について

報告第 1 号 君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
に関する意見について

報告第 2 号 令和3年度君津市一般会計補正予算(第14号)及び令和4年度

君津市一般会計補正予算（第 1 号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について

- | | | |
|-----|-----|---|
| 報告第 | 3 号 | 教育機関（小糸小学校）の敷地の変更について |
| 報告第 | 4 号 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応状況について |
| 報告第 | 5 号 | 学校再編の取り組み状況について |
| 報告第 | 6 号 | 令和 3 年度君津市準要保護児童生徒の認定について |
| 報告第 | 7 号 | 専決処分（後援関係）の報告について |
| 報告第 | 8 号 | 専決処分（公民館長、社会教育指導員等の任命）の報告について |
| 報告第 | 9 号 | 令和 4 年度教育委員会事務局職員（管理職）及び学校教職員（校長・教頭）の人事について |

粕谷教育長

ただいまの出席者は 4 名で定足数に達しておりますので、これより、令和 4 年第 3 回君津市教育委員会会議を開催します。

粕谷教育長

日程第 1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

事前にご確認をいただいておりますが、各委員から何かお気づきの点はございますか。

粕谷教育長

ご意見等も無いようでございますので、採決を行います。前回会議録の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。会議録につきましては承認されました。

粕谷教育長

日程第 2、教育長報告について、3 月に出席した行事及び出席予定の行事についてご報告いたします。

内容は記載のとおりでございますが、はじめに、7 日から 9 日にかけて行われた 3 月議会、一般質問の内容について、ご報告申し上げます。

今回は、令和 4 年度の市長の施政方針を中心に、各会派からの代表質問と個人質問が行われ、教育関係では、大綱 9 点、細目 13 点の質問がありました。資料として、「令和 4 年第 1 回君津市議会定例会一般質問（教育委員会関係）」を配付してございます。

まず、「学校再編第 3 次実施プログラムについて」の質問には、「主に八重原地区の小学校を対象に、統合だけでなく学区の見直しも含めて、多岐にわたる条件整理を行うとともに、関係者や地域の意見を伺いながら、検討を進めているところである。一方、新たな総合計画では、子育て世代が住みやすいま

ちをつくることを戦略的プロジェクトの一つとして位置づけ、地方創生を強力に推進していくこととしており、特に市街地においては、学校がまちの形成や活性化の重要な要素の一つになると認識している。この新たな総合計画の下、市街地におけるこれからの学校のあり方について、さらに、関係者や地域の皆さんとの意見交換を深め、引き続き、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を第一に考え、学校の適正規模を確保することにより、活力ある魅力的な学校づくりを推進していく。公表の時期については、将来を見据えて、手戻りのないように検討を進め、具体的な内容を示せる段階になったところで、ご報告させていただく。」とお答えいたしました。

次に、「障害等により支援を必要とする児童生徒に対して、どのような取組を考えているのか伺う。」という質問には、「本市の小中学校では、子どもの困り感にきづき、頑張りをみとめ、支援をつなぐ校内体制づくりをモットーに学校が一体となって、児童生徒の障害の程度に応じた適切な指導や必要な支援を行っている。また、これまで、学校への人的支援として生活体験指導員や指導補助教員の配置を行ってきたが、令和4年度からは、新たに学校支援事業として、主に学習面の支援を行うサポートティーチャーと、生活面全体の支援や介護を行うサポートスタッフを、各学校の状況に応じて配置する予定である。今後も、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな指導、支援に取り組んでいく。」とお答えいたしました。

その他の質問については、配付の資料や市のホームページでご確認いただければと思います。

次に、出席行事にはごさいませんが、24日に、市内の小中学校が修了式を迎えましたのでご報告いたします。今年度は、小中学生の感染者が増加し、今年に入り、学級閉鎖が相次ぐなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた1年でした。ICT機器を活用したオンライン学習を取り入れ、学びを止めない努力をしつつも、残念ながら、学校行事や部活動、各種大会などが中止や延期となり、子どもたちにとっても、昨年度と同様に、戸惑うことの多い1年になったことと思います。しかしながら、通常通りの実施が難しい中でも、指導する先生方の創意や保護者、地域の皆様のご協力により、それぞれに、できる範囲で工夫し、子どもたちは、意欲的に学習活動に取り組んでくれました。これらの経験を通して、新たな学年や進路先で、さらに成長した姿を見せてくれることと思いますが、早くコロナ前の元の状態に戻ることを願わずにはられません。

新年度も、子どもたちが、「元気に登校し、笑顔で下校できるような学校生活」が送れるよう、各学校と協力し、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行いながら、安全で、活力ある魅力的な学校づくりに、全力で取り組んでまいります。報告は以上でございます。

粕谷教育長

ご質問等はございますか。

伊澤委員

一般質問の中に、子ども版の総合計画の作成とありますが、これについては子どもたちにも大変良いことであると思います。しかし、なかなか理解できない子どももいると思いますので、市は、こういうことをやっているということを子どもたちにも理解させていくことも必要であると思います。それから、子どもたちですので、少しでも理解しやすい形であってほしいと思いますのでよろしくお願いします。

高澤次長

子ども版の総合計画につきましては、君津市では基本的には3、4年生を対象にしているところで、

そこで社会科副読本と合わせて教材資料として使うことを想定しております。内容につきましても、その年代の子どもたちに分かりやすい内容を作りたいと、いま企画課とやりとりをさせていただいているところであります。できましたら資料を提出させていただければと考えております。

粕谷教育長

また、完成した際には紹介することになると思います。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、日程第3、議事に入ります。

本日の案件は、議案11件、報告9件でございます。

このうち、議案第1号及び報告第8号、第9号については人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議としたいと思いますが、このことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第1号及び報告第8号、第9号については、非公開により審議いたします。

なお、議案の審議は議事進行の都合上、日程の最後といたします。

粕谷教育長

はじめに、議案第2号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について、議案第3号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第4号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第5号 君津市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定について、は関連がございますので、一括議題といたします。議案第2号から第5号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

議案第2号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定についてから、議案第5号 君津市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定についてまで、一括してご説明いたします。

本議案は、「君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」が公布され、学校における体育に関する事務を除くスポーツに関する事務を市長が管理し執行することとしたことや、生涯学習の拠点を明確にするために、行政組織を見直すことなどに伴い、必要な規則の制定・廃止及び所要の規定を整備するため、君津市教育委員会 行政組織規則 第7条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

主な改正内容ですが、まず、議案第2号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定については、学校開放に関する事務を市長部局で実施するため、必要な権限を補助執行させるものです。

次に、議案第3号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、生涯学

習文化課が生涯学習交流センターに置かれることから、「教育委員会事務局は、君津市役所内に置く」とする規定を削り、体育振興課に関する規定を削るとともに、学校教育課の事務に「学校体育に関すること。」を加えるものです。

次に、議案第4号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定については、体育振興課や社会体育に関する規定を削るものです。

最後に、議案第5号 君津市 スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定については、君津市スポーツ推進委員に関する事務、君津市市民スポーツ広場に関する事務、君津市市民グラウンド・ゴルフ場に関する事務を市長事務部局で実施するため、規則を廃止するものです。

なお、施行期日につきましては令和4年4月1日でございます。説明は以上でございます。よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

伊澤委員

生涯学習文化課が生涯学習交流センターに移り、それから体育関係が他の部局に移るという形をなぜとったのか教えていただけますか。

高澤次長

まず、生涯学習文化課が生涯学習交流センターに移行した経緯ですが、これまで生涯学習文化課と生涯学習交流センターがそれぞれ運営していますが、そこを一本化することで君津市の生涯学習の拠点というものを確立できるような形になります。

また、スポーツにつきましては、今度の組織改編で市長部局に移ることになりますが、やはりスポーツに親しむことができる環境づくりを行うといったところ、やはり健康とスポーツというのが密接に関わってきますので、一体化することによって、君津市民一人一人のより健康な生活を推進していくものです。また、スポーツというのは地方創生に寄与できる価値をもったところもあります。スポーツを通じた交流人口の増加など地方創生という部分もありまして、市長部局に移り、さらに推進していくことを目指したのが、今回の組織改編と認識しております。

伊澤委員

大体は分かりました。スポーツの方ですが、やはり健康とスポーツというのは一体させるべきと思っていましたが、他の部局に移って、やはり、スポーツに関する専門家というのが必要だと思います。今までやっていたことを、引き継ぐだけではなくて、それをさらに発展させて健康につなげるということも大切で、やはり専門的な知識に基づき、実践をしていかなければいけません。

今後発展していくためには専門的な人を入れて、その人を中心として健康とタイアップしたスポーツというようなことを進めていけるようにしていかなければならないと思います。そういった点を考慮していただければと思います。

高澤次長

今後、スポーツ推進計画等を策定していく中で、やはり専門性という面などについて、ご意見をいた

だきながら、今後の君津のスポーツ施策を作り上げてまいります。また、その中で専門家の活用方法など、どのような形で担っていくべきなのかというところも検討させていただくような形になるかと思います。

伊澤委員

やはり健康という面も含めて考えた場合には、国民健康保険料をいかに減らしていくかというところにもつながってきますので、よろしくお願いします。

それからもう1点、教育大綱教育振興基本計画に第4の部門でスポーツが入っていると思いますが、大局的に見れば教育ということでいいかもしれませんが、教育委員会が所管するとしたら、ここに入っているのかどうかというのが少し疑問になるのですがどうでしょうか。

高澤次長

教育振興基本計画といたしますと、やはりスポーツという部分の欠かすことのできないものでありまして、市として一体的に担っていかなければならないと考えております。学校体育については教育委員会の所管になっていきますので、その部分を含めまして一体性を持って対応をさせていただきたいと考えております。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第2号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第3号 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第4号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第5号 君津市スポーツ推進委員会に関する規則等を廃止する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第6号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、議案第7号 君津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第8号 君津市立小学校及び中学校の学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定については関連がございますので、一括議題といたします。

議案第6号から第8号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

議案第6号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてから議案第8号、君津市立小学校及び中学校の学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定についてまでを、一括してご説明いたします。

本議案は、君津市学校再編第2次実施プログラムに基づき、君津市立大和田小学校及び坂田小学校が統合されることなどに伴い、所要の規定を整備するため、君津市教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

主な改正内容ですが、議案第6号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、「小学校印」「小学校長印」「小学校長職務代理者印」の個数を12に改めるとともに、使用公印を見直すため、教育部長印を見直すものです。

次に、議案第7号 君津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については、大和田小と坂田小の通学区域を、周西の丘小の通学区域に改めるものです。

最後に、議案第8号 君津市立小学校及び中学校の学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定については、開放校及び開放施設に関する規定を改めるとともに、申請等の事務に関して所要の規定を整備するものです。

施行期日につきましては、いずれも、令和4年4月1日でございます。説明は以上でございます。よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。議案第6号 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第7号 君津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第8号 君津市立小学校及び中学校の学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第9号 君津市図書館規則の一部を改正する規則の制定について、議案第10号 君津市図書館利用停止取り扱い要綱の一部を改正する告示の制定について、は関連がございますので、一括議題といたします。議案第9号及び第10号について、事務局の説明をお願いします。

田淵中央図書館長

議案第9号 君津市図書館規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第10号 君津市図書館利用停止取り扱い要綱の一部を改正する告示の制定について、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本議案は、君津市図書館規則及び君津市図書館利用停止取り扱い要綱のそれぞれ一部を改正するため、君津市教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、議決を求めるものでございます。

はじめに、君津市図書館規則の一部改正についてご説明いたします。内容といたしましては、民法の

改正により成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、現在の研究室の利用について実態に合わせる
こと、会議室等の使用料の減免対象に認定こども園を追加すること、その他条文の整理を行うもので
ございます。

現行では、第8条の2において、前項第2号に掲げる内容とは、利用券を所持する者は、研究室を使
用して図書館資料を閲覧することができる旨を定めているものであり、成人者に限定しておりました。
これは学校など調査研究できる場所を持たない成人が、図書館の資料を活用し、自ら学習や課題解決に
取り組むための部屋として、利用対象者を限定していたものです。民法の改正により令和4年4月1日
から成人年齢が18歳となりますが、研究室の利用可能な年齢を引き続き20歳以上と定めるものです。

次に、第19条 会議室等の使用料の減免について、減免対象に市内の保育園、幼稚園は対象となっ
ておりましたが、認定こども園が含まれておりませんでしたので、追加し減免の対象とするものでござ
います。

続きまして、条文の整理でございます。改正案ですが、まず、電子書籍について、「第3節 個人貸出」
の中に含まれていたものを「第4節 電子書籍」として定め、「第4節 会議室等の使用」を第5節へ繰
り下げます。また、第2条第3号に図書館の事業として明記するとともに、第3号以降を1号ずつ繰り
下げるものでございます。図書館の開館時間等及び休館日については、条文をわかりやすく整理したも
のです。

第6条第4項の図書館利用券の継続について、利用登録の更新することができるという表記から、「更
新しなければならない」と実態に合わせて変更しようとするものです。

その他につきましては、条文の変更等に合わせ参照する条文を整理するものでございます。なお、施
行は公布の日からといたします。

次に「君津市図書館利用停止取扱い要綱」の一部改正について、ご説明いたします。こちらは、取扱
い要綱の条文中に君津市図書館規則の条文を参照する箇所について、先ほど申し上げた規則の一部改正
に伴い、条文のずれを改めようとするものです。こちらの施行は、公示の日からといたします。説明は
以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようですので、採決を行います。議案第9号 君津市図書館規則の一部を改正
する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第10号 君津市図書館利用停止取扱い要綱の一部を改正する告示の制定について、賛
成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第11号 教育大綱及び教育振興基本計画について、を議題といたします。議案第11号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

議案第11号 君津市教育大綱及び君津市教育振興基本計画について、ご説明いたします。

本議案につきましては、本日、総合教育会議にて合意がなされましたが、まず、教育大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3にて、市長が定めることとされております。そして、教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体が定めるよう努めるものとされており、本市教育行政の執行機関である教育委員会にて、君津市教育委員会行政組織規則第7条第1号に基づき、計画の策定について、議決を求めようとするものでございます。

なお、本計画は、教育委員会での議決後に、最終的に、市長決裁を経て決定されることになります。説明は以上でございます。よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようですので、採決を行います。議案第11号 教育大綱及び教育振興基本計画について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、報告第1号 君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見について、を議題といたします。報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

報告第1号 君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見についてご説明申し上げます。

本議案は、令和4年第1回市定例会に本議案を上程するに当たり、議長に意見を申し出ることについ

て、君津市教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

本条例につきましては、市民がよりスポーツに親しむことのできる環境づくりを行うとともに、市民一人一人が健康で個性を活かすことができるよう、市としてスポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する必要があるため、教育委員会の職務権限とされている事務のうち、学校における体育に関する事務を除くスポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、条例を制定しようとするものでございます。

条例の概要につきましては、学校における体育に関する事務を除くスポーツに関する事務は、市長が管理し及び執行することを規定する。条例の制定に伴い、附則において関係する条例の規定を整理し、条文中「教育委員会」に係る表記を「市長」に改めるものでございます。なお、施行期日は令和4年4月1日でございます。報告は以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、次に、報告第2号 令和3年度君津市一般会計補正予算（第14号）及び令和4年度君津市一般会計補正予算（第1号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について、を議題といたします。報告第2号について、事務局の説明をお願いします

高澤次長

報告第2号 令和3年度君津市一般会計補正予算（第14号）及び令和4年度君津市一般会計補正予算（第1号）のうち教育委員会関係予算に関する意見についてご説明申し上げます。

本議案は、令和4年第1回市定例会に本議案を上程するに当たり、市長に意見を申し出ることについて、君津市教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

はじめに、歳出からご説明いたします。第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費、及び第3項 中学校費、第2目 教育振興費の説明欄にそれぞれ記載のICT学習環境整備事業並びに第4項 社会教育費、第7目 文化振興費、説明欄記載の君津市民文化ホール改修事業については、いずれも、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による財源更正でございます。

次に、第5項 保健体育費、第1目 保健体育総務費、補正額2千115万円の増額は、説明欄記載の学校保健事業 について国の補正予算に伴う交付金の決定により、学校における感染症対策や学びの保障等の体制整備を促進するため、必要な消耗品等を購入しようとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。第16款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 教育費国庫補助金、補正額1,057万5千円の増額は、説明欄記載の学校保健特別対策事業費補助金について、歳出でご説明しました学校保健事業の財源として、受け入れるものでございます。第20款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 基金繰入金、補正額797万7千円の減額は、歳出でご説明しました君津市民文化ホール改修事業について、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することによる減額でございます。

続きまして繰越明許費補正についてご説明いたします。学校保健事業について、国の補正予算に伴う

交付金の決定により実施する事業であり、年度内の執行が困難なため、増額補正した全額を翌年度に繰り越そうとするものでございます。以上、令和3年度君津市一般会計補正予算（第14号）のうち教育委員会関係の予算に関する説明を終わります。

引き続き、令和4年度君津市一般会計補正予算（第1号）のうち教育委員会関係の予算についてご説明いたします。本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校施設における環境改善を行おうとするものでございます。

歳出をご覧ください。第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費は、補正額4千56万9千円で、校舎等維持補修事業で小学校のトイレの洋式化を行おうとするものでございます。第3項 中学校費、第1目 学校管理費は、補正額2千680万2千円で、校舎等維持補修事業で、小学校費と同様に中学校のトイレの洋式化を行おうとするものでございます。財源につきましては、2歳入をご覧ください。第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金 補正額2億719万7千円で、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち6千400万1千円を充て、不足分については、一般財源337万円を充てるものでございます。報告は以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、次に、報告第3号 教育機関（小糸小学校）の敷地の変更について、を議題といたします。報告第3号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

報告第3号 教育機関（小糸小学校）の敷地の変更について、ご説明いたします。本件は、小糸小学校の北側道路について、歩道が未整備であることから、児童等の交通安全対策を図るため、学校敷地の一部を道路用地として整備するものです。工事は令和4年3月22日に完了し、整備後の敷地面積は、1万8千319.99平方メートルとなります。報告は以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、次に、報告第4号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応状況について、を議題といたします。報告第4号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

報告第4号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応状況について、ご説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響による公民館等の開館時間の変更について、君津市教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

まず、臨時代理について、3月4日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長が、千葉県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月21日まで延長しました。延長決定を踏まえ、君津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、長引く公共施設における休館等の対応について協議がなされ、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、3月7日から市内の公共施設の一部を再開することを決定し、教育施設においては、社会教育施設等の施設の再開を決定しました。ただし、各公民館、地域交流センター、君津市民文化ホールは開館時間を短縮し対応することといたしました。また、学校体育施設、いわゆる学校開放については、小中学校の卒業式が控えていることを踏まえ、開放休止を継続しました。

その後、3月22日全国の都道府県でまん延防止等重点措置が解除されたことから、一部利用制限していた市内の公共施設等を全面再開し、社会教育施設、学校体育施設等についても全面再開をいたしました。

なお、3月25日時点での小中学校における学級閉鎖の状況は、机上に配付させていただきました一覧表のとおりです。報告は以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、次に、報告第5号 学校再編の取り組み状況についてを議題といたします。報告第5号について、事務局の説明をお願いします。

鈴木学校再編推進課長

報告第5号 学校再編の取り組み状況について、ご報告いたします。まず、第2次実施プログラム、大和田小・坂田小統合準備室の状況です。周西の丘小学校の校章については、12月の教育委員会会議でご報告しましたが、その後、業者に最終補正を依頼しまして、紙面のとおり決定いたしました。

次に、周西の丘小学校の校歌については、これまでに、大和田小、坂田小の児童へ、校歌に入りたいワードを募るとともに、地域の方々にも公募をしまして、そこで集まったワードを制作者にお渡しし、この度、校歌が完成しました。音源が届いておりますので、ここでお聴きいただきたいと思います。歌詞と合わせてお聴きください。

【周西の丘小学校校歌 音源を流す】

今までの一般的な校歌のイメージとは若干異なり、合唱曲のような曲調に仕上がっております。制作者の弓削田健介様からは、校歌に込めた想いとして、「大和田小学校と坂田小学校のそれぞれの校歌の歌詞や子どもたちからのアンケートを参考に、まったく同じ言葉ではなく、発想を広げたり、やわらかい印象になるようにアレンジしたりして、ふるさとと繋がるあたたかい校歌となるように仕上げました。大人になっても口ずさんでもらえる、そして代々、歌い継がれる校歌になってほしい。」と伺っております。

次に、施設整備については、現在、大和田・坂田小学校統合施設整備の基本設計に取り組んでいるところで、校舎の配置や教室数など、整備内容について、学校と話し合いを重ね、庁内でも関係部署と協

議をしながら進めております。併せて、仮校舎となる大和田小学校の環境整備、また、坂田小学校でのビオトープの観察学習が継続できるように、通行口の造成工事を実施しております。

次に、統合対象校での取り組みとして、統合後に安心して楽しく学校生活を送ることができるように、コロナ禍ではありますが、学校間で工夫して事前交流事業を実施しました。

大和田小学校への備品の移設・引越作業については、本日から明日にかけて行い、4月の開校に向けて、オール教育委員会で取り組んでいるところです。

最後に、第3次実施プログラムについては、令和4年度からスタートする本市の新たな総合計画を実行に移していく中で、市街地におけるまちづくりの動向も踏まえながら、市街地の学校のあり方について、関係者や地域の皆さんとの意見交換を、さらに深めてまいりたいと考えております。

引き続き、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を第一に考え、本市のまちづくりの方向性に沿った学校のあり方を検討してまいります。以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

小倉委員

周西の丘小学校の校歌の歌詞を見ますと「讃える」とか「社の境内」とか「煙突の彼方」とか、小学校の低学年の子には難しいのではないかと思いますのですが、別に変えてほしいというわけではなく、校歌は良いのですが、少し字が難しくはないかと、でもこれをひらがなに変えてしまうと何を言っているのか分からなくなってしまいますし、なかなか難しいと思っただけです。

鈴木学校再編推進課長

こちらの校歌につきましては、基本、両校の校歌に入っているワードをそのまま同じ言葉ではなくて少しワードを変えたりしながら組み込んでおります。また地域の方のアンケート、子どもたちにもどういったワードを入れたいかアンケートをとりまして、そういった上位に入ったものをほぼこの中に入れていただいているような内容になっております。

また校歌にぎゅっと凝縮していますので、難しい部分もあるかと思うのですが、これも子どもたちが校歌の練習を学校ですると思いますので、その中で先生方から低学年の子どもたちに対しては歌詞の意味であるとか、思いを共有できる形で指導していければ良いかと思っております。

伊澤委員

同じことなのですが、「みどり讃える この町は」の「町」はこの「町」でいいのでしょうか。

鈴木学校再編推進課長

この校歌の制作については、大和田小、坂田小の学校関係者、保護者、地域の代表で組織される統合準備室で、まずは、どういったふうにつけていこうかということから協議しまして、弓削田さんに制作を一任しようということをお願いをしたところであります。その中でワードをお届けして、全てを弓削田さんをお願いしようということが出来上がってきたものですので、歌っていく中で理解していくことができればいいと思っております。

粕谷教育長

この町という漢字は市街地という意味も含まれていて、家が多く集まっているところとか、田舎に対して都会的な地域というようなことを弓削田さんも考えておられたのだろうと想像してしまいました。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、次に、報告第6号 令和3年度君津市準要保護児童生徒の認定について、を議題といたします。報告第6号について、事務局の説明をお願いします。

縄谷学校教育課長

報告第6号 令和3年度君津市準要保護児童生徒の認定について、ご報告いたします。

令和3年度末時点で、準要保護に認定した児童生徒数は、小学生278名、中学生205名の合計483名。本年度5月1日現在の児童生徒総数の5,279名に対して9.1パーセント、前年度の同時期と比べ、0.4ポイントの減となります。以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

伊澤委員

コロナが長期化している中で、やはり親御さんの収入も減ってきていると思うのですが、そういった面で、子どもたちの見えない部分も多いと思いますので、やはりそういった点を十分考慮して子どもたちが学校生活を安心して過ごせるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、次に、報告第7号 専決処分（後援関係）の報告について、を議題といたします。報告第7号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

報告第7号 専決処分の報告について、ご説明いたします。2月の教育委員会会議にて報告させていただいた以降に専決処分し、後援を承認した行事について報告いたします。案件は2件ございますが、このうちの1件について説明いたします。

「かずさウインドオーケストラ 第30回定期演奏会」は、音楽活動を通じ、地域の吹奏楽の発展に寄与することを目的とし、開催日は、令和4年5月22日（日）で、君津市民文化ホール大ホールにて開催するものです。

その他1件につきましても、「行事の後援に関する規程」に基づき、後援を承認し、君津市教育委員会行政組織規則第11条第1項第7号の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、これより非公開審議に入ります。

議案第1号 学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について、
縄谷学校教育課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。

報告第8号 専決処分（公民館長、社会教育指導員等の任命）の報告について
塚越生涯学習文化課長から報告を行った。

報告第9号 令和4年度教育委員会事務局職員（管理職）及び学校教職員（校長・教頭）の
人事について
安部部長から報告を行った。

粕谷教育長

本日の議案は、すべて終了いたしました。その他、委員の皆さん又は事務局から何かございますか。

粕谷教育長

無ければ、以上をもちまして、令和4年第3回君津市教育委員会会議を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和4年4月22日

君津市教育委員会教育長 粕谷 哲也